

「下請取引適正化推進月間」の実施について

令和2年10月1日
公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っていきます。

そこで、本年度の下請取引適正化推進月間に当たり、以下のとおり、本年度のキャンペーン標語を決定するとともに、普及・啓発に係る取組を行います。あわせて、各都道府県、下請企業振興協会、事業者団体等に対して、本推進月間の実施に当たっての協力を要請します。

1 令和2年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉

2 主な取組

- (1) 下請取引の適正化に関する普及・啓発
 - ① 新聞、雑誌、インターネット等を通じた広報
 - ② 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌等を通じた広報
 - ③ 公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設におけるポスターの掲示
- (2) 下請取引適正化推進講習会の開催
全国（32会場）において、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を説明する講習会を開催します（詳細は別添を御参照ください。）。
なお、講習会の開催に当たっては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止策を講じて開催します。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03（3581）3375（直通）

FAX 03（3581）1800

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

参考

1 その他の下請法講習会

公正取引委員会では、下請取引適正化推進講習会のほか、次のような下請法講習会を開催しています（下請法講習会の実施予定等については、公正取引委員会のホームページ（[講習会の御案内](#)）を御覧ください。）。

①「基礎講習会」

下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識を取得することを希望する方を対象として、「基礎講習会」を実施しています。

②「応用講習会」

下請法に関する基礎知識を有する方を対象として、具体的な事例研究を中心とする「応用講習会」を実施しています。

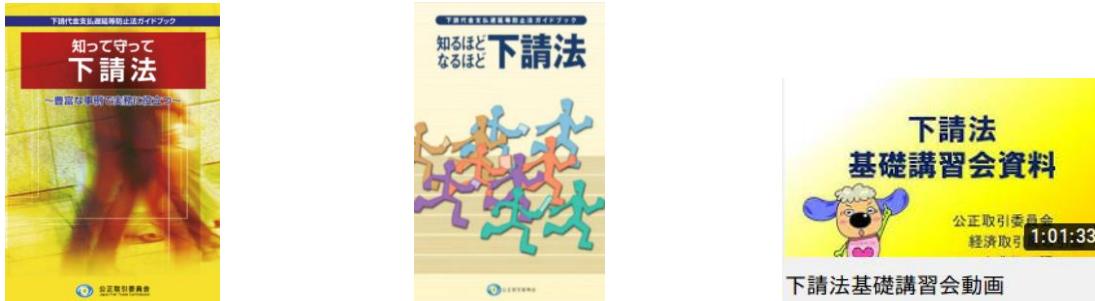
2 新たな取組み「e-ラーニング」の充実

時間・場所を選ばず、下請法の基礎知識を習得することができるよう「[下請法基礎講習会e-ラーニング資料](#)」等を作成しております。

3 ガイドブック等

これらその他にも、下請法を御理解いただくために、ガイドブック及び動画資料を作成しております（詳細は公正取引委員会のホームページ（「[各種パンフレット](#)」及び「[動画で分かる公正取引委員会](#)」）を御覧ください。）。

「[知って守って下請法](#)」「[知るほどなるほど下請法](#)」「[下請法基礎講習会動画](#)」



「[やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～](#)」



以上